

# 揖保川流域委員会

## 設立会

### 会議資料

平成14年3月4日  
近畿地方整備局

## 目 次

	ページ	資料 No.
1．新しい河川整備の計画制度 . . . . .	1	〔資料 1-1〕
2．揖保川流域委員会の設立趣旨 . . . . .	4	〔資料 1-2〕
3．揖保川流域委員会の審議対象範囲 . . . . .	5	〔資料 1-3〕
4．揖保川流域委員会設立準備会議の要旨 . . . . .	7	〔資料 1-4〕
5．揖保川流域委員会規約 . . . . .	12	〔資料 1-5〕
6．揖保川流域委員会の庶務 . . . . .	15	〔資料 1-6〕

## 1. 新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました(図1参照)。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、学識経験者、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました(図2参照)。

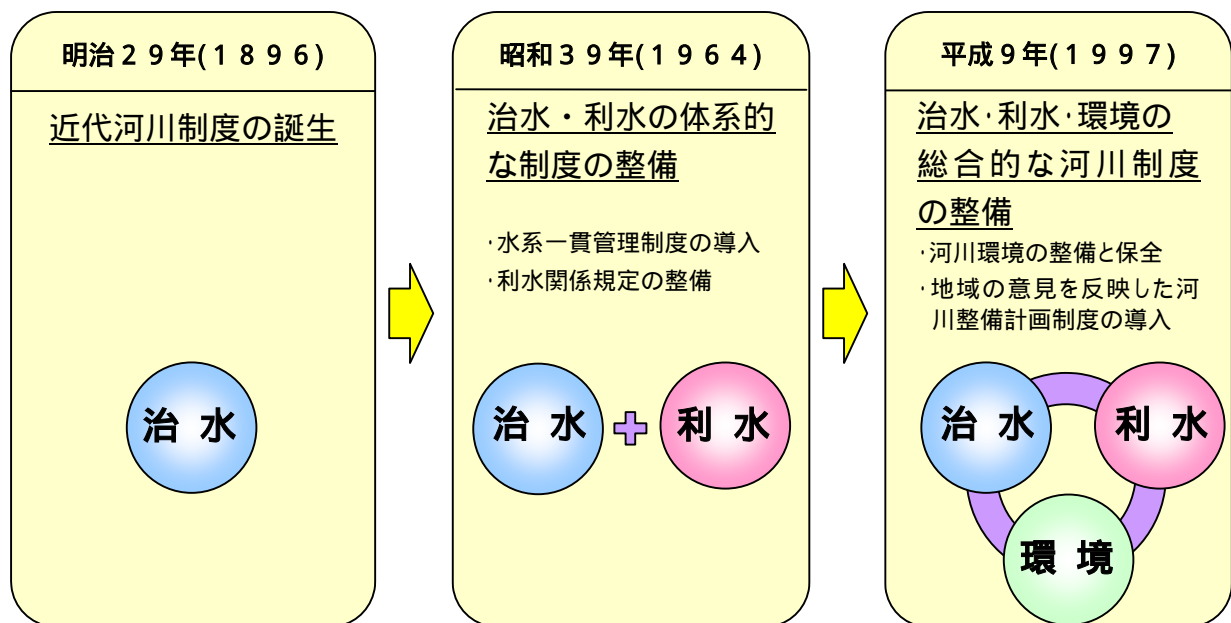


図1 河川法改正の流れ

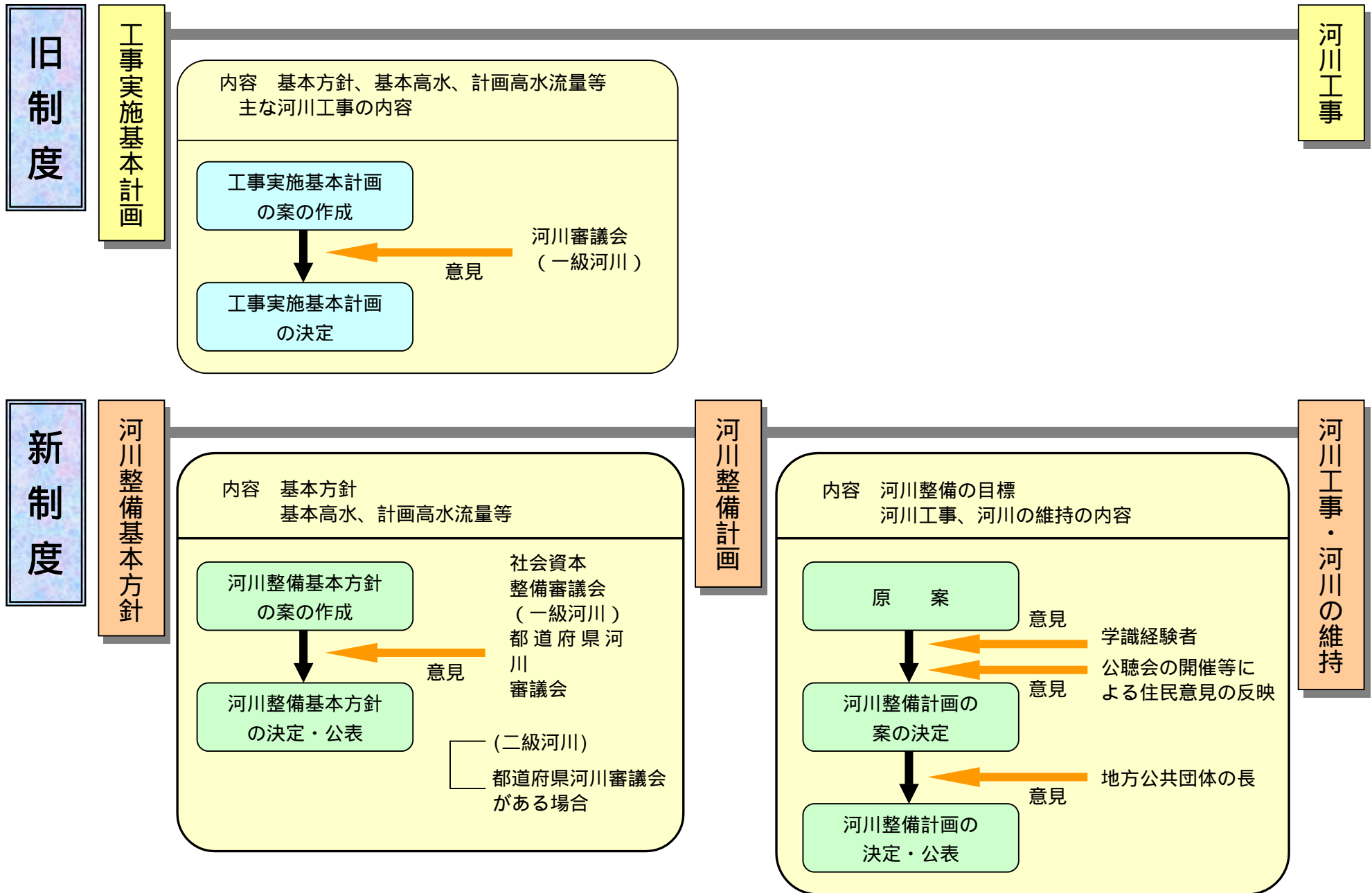
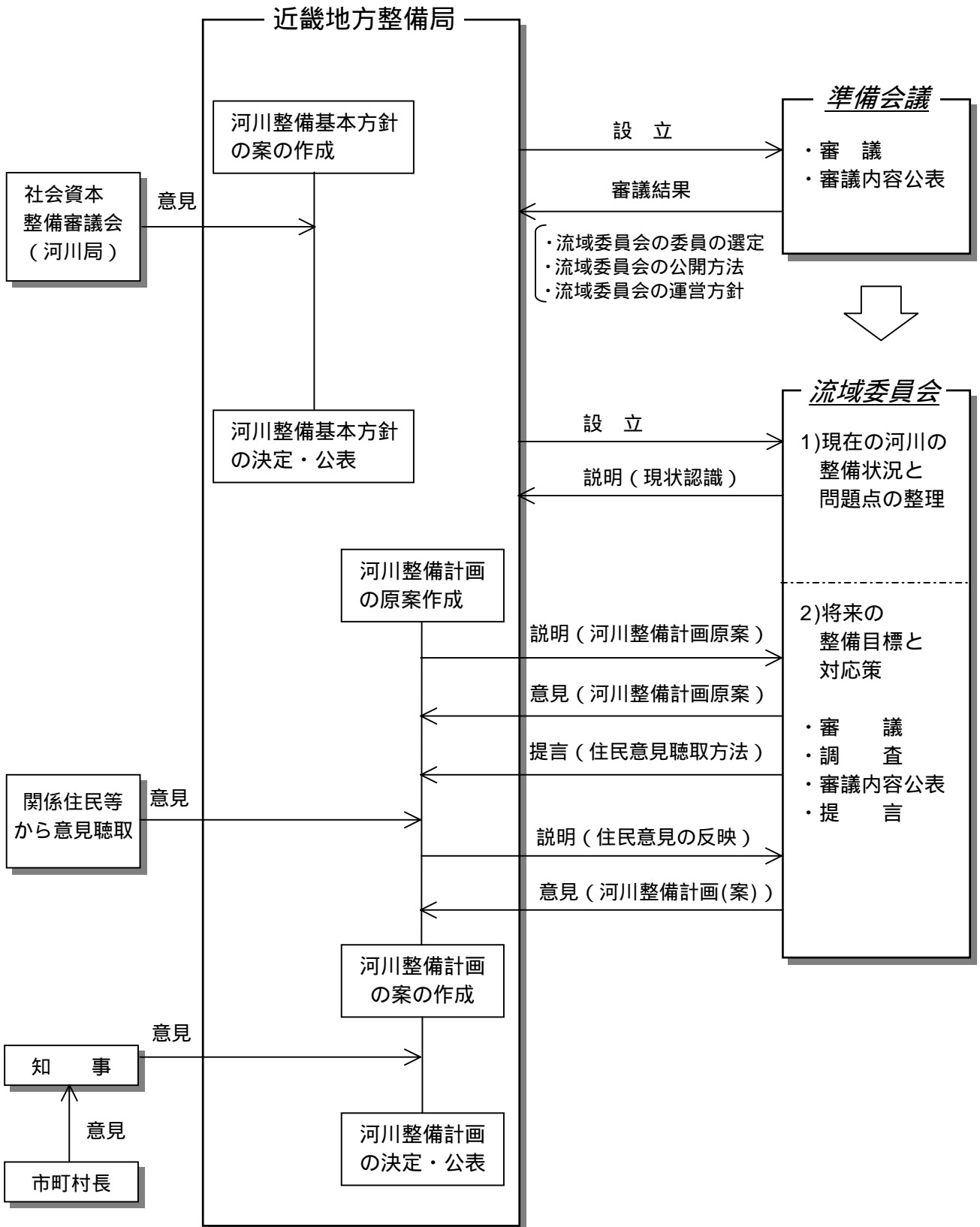


図2 新しい河川整備の計画制度

# 揖保川流域委員会と河川管理者（近畿地方整備局）との関係



## 2 . 揖保川流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い「河川整備基本方針」「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等から意見を頂くことを目的に、各水系において「流域委員会」の設置を予定しています。

揖保川では、揖保川流域委員会設立に先立ち「揖保川流域委員会設立準備会議」(議長：藤田正憲 大阪大学大学院教授)を設置し「揖保川流域委員会のあり方」について審議いただきました。

今回、近畿地方整備局では、この設立準備会議の審議結果を受けて「揖保川流域委員会」を設立します。

委員会設立の趣旨は、「揖保川河川整備計画案(直轄管理区間)」の策定にあたり、

河川整備計画の原案について意見をいただく

関係住民意見の聴取方法と反映のあり方について意見をいただくことを目的に設立するものです。

### 3 . 揖保川流域委員会の審議対象範囲

近畿地方整備局が、揖保川において今後20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間(以下「直轄管理区間」という。)とします。

よって本流域委員会に提示し、審議いただく「河川整備計画の原案」の範囲は直轄管理区間内とします(図3参照)。

ただし、審議については、流域全体での議論が重要と認識しております。また、兵庫県管理区間と密接に関係している区間についても、整合性を図ります。

なお、兵庫県が管理する区間の河川整備計画は、今後、兵庫県で作成します。



図3 揖保川流域図



## 4 . 揖保川流域委員会設立準備会議の要旨

### 1 . 設立準備会議について

#### 1 ) 設立準備会議の目的

揖保川流域委員会設立準備会議は、揖保川流域委員会の「委員構成」「運営のあり方」「情報公開」等について透明性・中立性を確保するために設けた第三者から成る会議です。

#### 2 ) 設立準備会議構成メンバー

設立準備会議の構成メンバーは、河川に関し学識を有する方で、治水、利水、環境、人文(歴史・文化・広報)、経済等の分野で揖保川流域の特性に詳しい方、又は、揖保川をフィールドに活動されている方々の中から、近畿地方整備局姫路工事事務所が兵庫県、流域自治体等の推薦・意見を踏まえて選定しました。

#### 3 ) 設立準備会議の開催経過

##### 第1回設立準備会議

日時：平成13年10月15日(月)

場所：ホテルサンガーデン姫路

##### 第2回設立準備会議

日時：平成13年12月11日(火)

場所：ホテルサンガーデン姫路

### 2 . 設立準備会議の審議結果

#### 1 ) 流域委員会の委員構成

##### (1) 委員会の組織(規約第3条参照)

- ・委員の人数は、20名以内とする。
- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

##### (2) 委員の選定

設立準備会議構成メンバーの内、辞退された1名を除く14名が、第1回設立準備会議で委員候補者として確定した。

さらに、6名の方が第2回設立準備会議において選定され、後日、事務局(姫路工事事務所)より委員就任の意向確認を行い、ご本人の了解を得て委員候補者として確定した。

##### (3) 委員候補者

委員候補者の名簿を表1に示す。

表1 揖保川流域委員会 委員候補者名簿

(五十音順)

氏名	所属	分野
あさみ かよ 浅見 佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえなが よしふみ 家永 善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげ た たける 井下田 猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
くしだ たいぞう 櫛田 泰三	揖保川漁業協同組合組合長	漁業
しょう かずゆき 庄 一幸	元中学校校長	上流域の地域特性
しんどう じゅんぞう 進藤 淳三	元社団法人龍野青年会議所理事長	グラウンドワーク 地域経済
たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはら なおき 田原 直樹	姫路工業大学教授	都市計画
とちもと たけよし 栃本 武良	姫路市立水族館館長兼 島根県立宍道湖自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかもと たかみち 中元 孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
なかのう かずや 中農 一也	学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長	都市環境デザイン まちづくり
はだ しげき 波田 重熙	神戸大学大学教育研究センター教授	構造地質学
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物工学
まさだ とみお 正田 富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだ きよし 増田 喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやま のぶゆき 丸山 信行	姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部教授	河川工学 環境水理学
もりもと いちじ 森本 一二	元中学校校長	歴史・文化財
よしだ ひさお 吉田 久夫	播州皮革工業協同組合理事長	地場産業
わさき ひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化

## 2) 流域委員会の運営のあり方

揖保川流域委員会規約に盛り込む条文について審議が行われ、以下の規約が作成された。

### 揖保川流域委員会規約

#### (趣旨)

第1条 本規約は、「揖保川流域委員会」(以下「委員会」という)の設置について、必要な事項を定めるものである。

#### (目的)

第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置し、揖保川河川整備計画案(直轄管理区間)の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

#### (組織等)

第3条 委員会の委員は20名以内で構成し、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

#### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

#### (議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。

4. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。

6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)

第6条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

- 1) 会議資料(案)の作成
- 2) 議事録(案)の作成
- 3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料(案)の作成
- 4) その他

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

### 3) 流域委員会の情報公開

#### (1) 情報公開の方針（規約第6条参照）

- ・委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

#### (2) 委員会の公開

##### 一般傍聴者の受け入れ

- ・一般傍聴者の受け入れは、すべての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮することを基本とし、原則として入場制限を行わない。

##### 一般傍聴者の申し込みの受け付け

- ・傍聴を希望する者は事前に申し込むことを基本とし、会場の収容人数に余裕がある場合は、当日会場での申し込みも受け付ける。
- ・申し込み人数が会場の収容人数を超える場合は事前抽選とする。

##### 会議の開催案内

以下の方法による。

- ・記者発表
- ・インターネット
- ・流域市町村へのポスターの掲示依頼
- ・チラシの流域住民への配布

#### (3) 委員会資料・審議結果等の情報公開

##### 当日の委員会資料の配布

- ・原則として傍聴者を含めすべての委員会参加者に配布する。
- ・後日請求があった場合は、部数を制限して無償で送付する。

##### 議事録の公表

- ・議事録は、詳録も含めてすべて公表する。（なお、議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮する。また、審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、流域委員会の責任において行う。）

## 5 . 揖保川流域委員会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「揖保川流域委員会」(以下「委員会」という)の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置し、揖保川河川整備計画案(直轄管理区間)の策定にあたり、河川整備計画の原案並びに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は20名以内で構成し、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

- 5 . 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。
- 6 . 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

( 情報公開 )

第 6 条 委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

- 2 . 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

( 庶務 )

第 7 条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

- 1 ) 会議資料 ( 案 ) の作成
- 2 ) 議事録 ( 案 ) の作成
- 3 ) 会議内容のとりまとめ及び公表資料 ( 案 ) の作成
- 4 ) その他

( 規約の改正 )

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

( 雑 則 )

第 9 条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

( 施行期間 )

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

表1 揖保川流域委員会規約第3条に基づく委員名簿

(五十音順)

氏名	所属	分野
あさみ かよ 浅見 佳世	姫路工業大学客員助教授	植物生態
いえなが よしふみ 家永 善文	前姫路科学館館長	環境全般
いげ たける 井下田 猛	姫路獨協大学法学部教授	環境政策
くしだ たいぞう 櫛田 泰三	揖保川漁業協同組合組合長	漁業
しょう かずゆき 庄 一幸	元中学校校長	上流域の地域特性
しんどう じゅんぞう 進藤 淳三	元社団法人龍野青年会議所理事長	グラウンドワーク 地域経済
たなかまる はるや 田中丸 治哉	神戸大学大学院自然科学研究科助教授	農業水利
たはら なおき 田原 直樹	姫路工業大学教授	都市計画
とちもと たけよし 栃本 武良	姫路市立水族館館長兼 島根県立宍道湖自然館館長	水生動物 多自然型河川工事
なかもと たかみち 中元 孝迪	神戸新聞社常任監査役	マスコミ
なかのう かずや 中農 一也	学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長	都市環境デザイン まちづくり
はだ しげき 波田 重熙	神戸大学大学教育研究センター教授	構造地質学
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授 大阪大学保全科学研究センター長	水質管理工学 環境生物学
まさだ とみお 正田 富夫	うすくち龍野醤油資料館館長	地場産業
ますだ きよし 増田 喜義	網干史談会会長	歴史・文化財
まるやま のぶゆき 丸山 信行	姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長	上水道
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学工学部教授	河川工学 環境水理学
もりもと いちじ 森本 一二	元中学校校長	歴史・文化財
よしだ ひさお 吉田 久夫	播州皮革工業協同組合理事長	地場産業
わさき ひろし 和崎 宏	はりまインターネット研究会	地域情報化



## 6 . 揖保川流域委員会の庶務

### 揖保川流域委員会規約第7条

( 庶務 )

第7条 委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。

- 1 ) 会議資料 ( 案 ) の作成
- 2 ) 議事録 ( 案 ) の作成
- 3 ) 会議内容のとりまとめ及び公表資料 ( 案 ) の作成
- 4 ) その他

の定めに従い、揖保川流域委員会の庶務は下記が行います。

庶務：株式会社 ニュージェック 内  
揖保川流域委員会 庶務担当

住所 / 〒542-0082  
大阪市中央区島之内 1 - 2 0 - 1 9

TEL / 06-6245-9577  
FAX / 06-6243-2776  
Eメール / office@osaka.newjec.co.jp